

2020年2月27日

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課

学生教育研究災害傷害保険ご担当者様

学生教育研究災害傷害保険における「新型コロナウイルス関連肺炎」補償対象の有無に関するご案内

中国湖北省武漢市を中心に感染が広がっている「新型コロナウイルス関連肺炎」につきまして学生教育研究災害傷害保険の諸制度について補償の有無を下記のとおりご案内いたします。

記

- 学生教育研究災害傷害保険（学研災：普通保険）→補償対象外
- 学生教育研究災害傷害保険（接触感染予防保険金支払特約：接触感染）→状況により補償対象
感染者の唾等で飛沫感染（直接感染）した場合
※空気感染は補償対象外
- 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）→治療費用^(※)・救援者費用等が対象
※一部負担金等の負担をした場合
- 外国人向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）→治療費用^(※)・救援者費用等が対象
※一部負担金等の負担をした場合
- 学研災付帯海外留学保険（付帯海学）→治療費用・通院交通費・救援者費用等の約款で列挙された費用が状況により補償対象
※現地で初診を受けた場合と帰国後の受診で異なる。

感染の状況や厚生労働省の対応など流動的な要素も含まれますので 詳細につきましては
取扱代理店・保険会社営業店までお問い合わせください。なお、実際に事故が発生した場合は
各制度の事故受付窓口（学校・取扱代理店・海外総合サポートデスク）までご連絡をお願いします。

以上